

志摩市の給与・定員管理等について

「志摩市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」(平成17年条例第44号)の規定に基づき志摩市職員の任免や給与、勤務条件などについての状況を公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成25年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
平成25年度	54,595 人	29,911,556 千円	749,365 千円	4,526,975 千円	15.1%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)	(参考)類似団 体平均1人当 り給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
平成25年度	590 人	2,073,686 千円	191,420 千円	775,464 千円	3,040,570 千円	5,153,508 円	5,815,000 円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は平成25年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

(給与減額の状況)

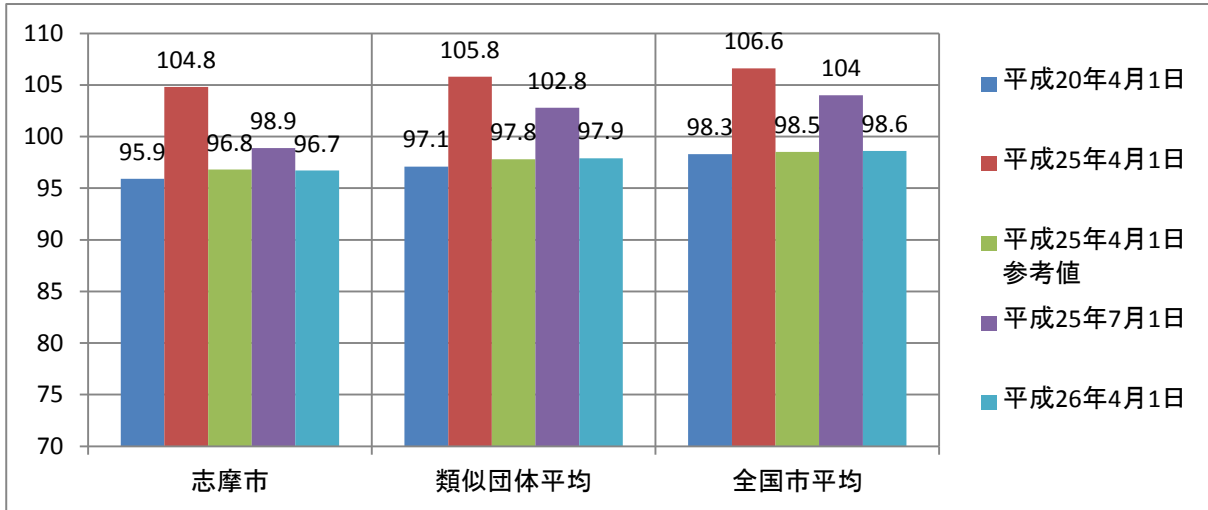
国の要請等を踏まえた減額措置	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由				
実施	平成25年7月1日から平成26年3月31日まで				
抑制済又は減額措置の内容					
(給料)	一般職	給料表	職務の級	割合	給料1カ月削減額 (1人当たり平均)
		行政職給料表(一)	1・2級	▲3.2%	▲6,419円
		行政職給料表(二)	3～5級	▲5.3%	▲16,875円
		医療職給料表(二)	6・7級	▲6.7%	▲28,122円
		医療職給料表(三)	6・7級	▲6.7%	▲28,122円
		医療職給料表(一)	1級	▲6.7%	▲60,886円
	特別職	副市長 10%(5%減額措置継続中のため5%加算) 教育長 10%(5%減額措置継続中のため5%加算)			
(手当)	一般職	期末勤勉手当	一律 ▲2%		
		管理職手当	一律 ▲10%		
	特別職	期末勤勉手当	副市長、教育長とも、給料月額を支給減額率と同じ		

(その他)

区分	抑制措置	実施期間	内容
特別職	給料月額の減額	平成20年10月31日から 平成28年10月30日まで	市長の給料月額を20%減額
		平成20年11月7日から 平成28年11月6日まで	副市長の給料月額を5%減額
		平成17年4月1日から 平成28年11月24日まで	教育長の給料月額を5%減額

(注) 1 副市長、教育長については、給与減額支給措置により平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、給料月額を10%減額(5%上乗せ)しています。

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
志摩市	42.9 歳	324,380 円	360,993 円	341,802 円
三重県	43.3 歳	348,236 円	451,586 円	—
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.6 歳	322,632 円	389,653 円	357,265 円

② 技能労務職

区分	志摩市					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
志摩市	47.8歳	105人	279,621円	303,094円	291,469円	—	—	—	—
うち清掃職員	43.3歳	39人	268,897円	297,361円	283,897円	廃棄物処理業従業員	44.7歳	288,100円	1.03
うち学校給食員	49.3歳	18人	288,500円	305,833円	301,694円	調理士	42.6歳	261,000円	1.17
うち用務員	53.9歳	12人	303,358円	307,917円	305,650円	用務員	54.3歳	199,300円	1.54
うち自動車運転手	46.4歳	4人	276,450円	302,515円	285,700円	自家用乗用自動車運転者	59.4歳	264,900円	1.14
うちその他技能労務職	50.0歳	32人	279,191円	306,805円	290,347円	—	—	—	—
三重県	49.4歳	—	350,012円	405,196円	—	—	—	—	—
国	50.1歳	3,119人	287,992円	—	326,611円	—	—	—	—
類似団体	49.7歳	34人	316,350円	352,255円	336,838円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	志摩市(C)	民間(D)	C/D
志 摩 市	—	—	—
うち清掃職員	4,747,503 円	3,939,100 円	1.21
うち学校給食員	4,921,833 円	3,522,900 円	1.40
うち用務員	4,962,458 円	2,747,000 円	1.81
うち自動車運転手	4,838,059 円	3,444,600 円	1.40
うちその他技能労務職	4,861,197 円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成23～25年の3か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「志摩市(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、志摩市においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされています。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		志 摩 市	三 重 県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	総合職 181,200 円 一般職 172,200 円
	高校卒	144,500 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	144,500 円	—
	中学卒	125,400 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	250,242 円	351,933 円	376,775 円	406,000 円
	高校卒	— 円	308,500 円	355,171 円	362,333 円
技能労務職	高校卒	— 円	267,900 円	287,800 円	305,460 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

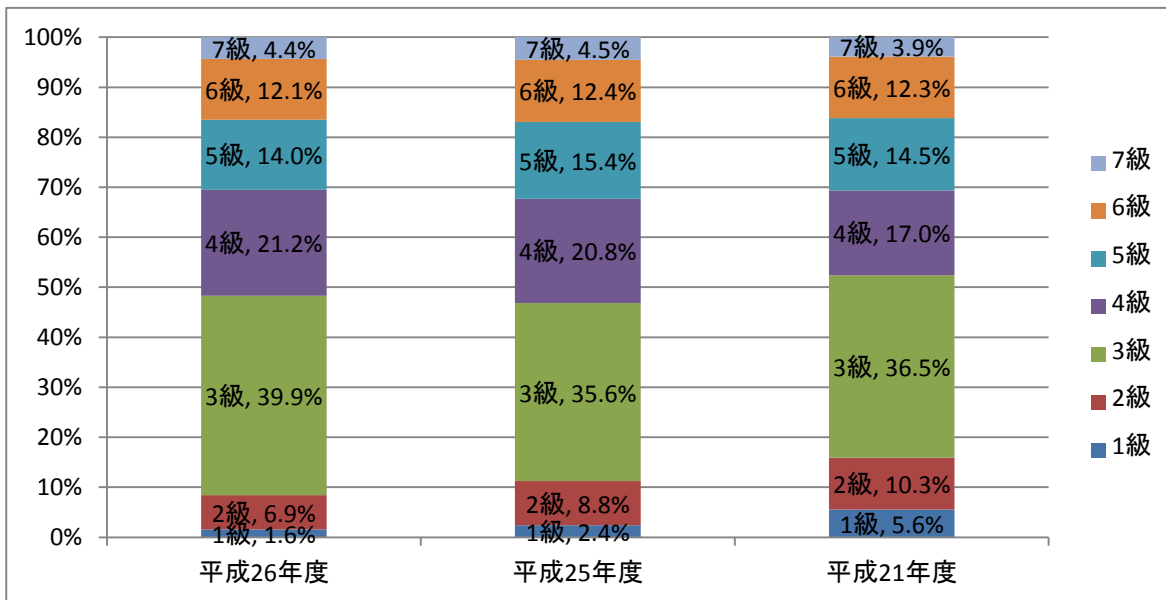
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	一般職員(定型的な業務を行う職務)	5 人	1.6%	135,600円	243,700円
2級	一般職員(特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務)	22 人	6.9%	185,800円	307,800円
3級	主査、主任、一般職員(相当困難な業務を行う主査・主任等の職務)	128 人	39.9%	222,900円	354,700円
4級	係長職(困難な業務を行う係長の職務)	68 人	21.2%	261,900円	388,300円
5級	課長補佐職(特に困難な業務を行う課長補佐等の職務)	45 人	14.0%	289,200円	400,600円
6級	課長職(課長の職務)	39 人	12.1%	320,600円	422,600円
7級	部長職(部長の職務)	14 人	4.4%	366,200円	456,200円

(注) 1 志摩市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の昇給は、毎年1月1日を基準日として、昇給日前1年間に係る当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行います(当該証明が得られない職員は昇給しない)。昇給区分は、勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の表に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ、次表に定める昇給区分に決定します。

勤務成績	昇給区分	昇給の号給数	
		昇給抑制年齢以外の職員	昇給抑制年齢職員
極めて良好	A	8以上	4以上
特に良好	B	6	3
良好	C	4(3)	2
やや良好でない	D	2	1
良好でない	E	0	0

(注) 1 昇給抑制年齢職員とは、55歳を超える職員です。ただし、医療職、技能労務職の職員の場合は、57歳を超える職員です。
2 上記表中の()は一般行政職7級の職員です。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

志摩市	三重県	国
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,395 千円	1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,580 千円	—
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

基準日(6月1日、12月1日)以前の6か月以内の期間における当該職員の職務について、監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき支給しています。

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

志摩市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			(その他の加算措置)		
自己都合			—		
1人当たり平均支給額			—		
		勸奨・定年			
		3,637 千円			
		22,745 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)	4,073千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	90,511円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)	7.7%			
手当の種類(手当数)	4			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (年度決算)	支給単価
防疫作業手当	-	-	-	日額 500 円
清掃作業手当	清掃職員	ゴミ収集業務等	3,644千円	日額 400 円
運転業務手当	自動車運転手	給食配送業務等	250千円	日額 250 円
土木作業手当	土木作業員	土木作業等	179千円	日額 300 円

(4) 時間外勤務手当

区分	支給実績	職員1人当たり 平均支給年額
平成22年度決算	52,869千円	89千円
平成23年度決算	50,689千円	88千円
平成24年度決算	70,408千円	126千円
平成25年度決算	67,665千円	127千円

(5) その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び金額等	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	平成25年度決算	
				支給実績	1人当たり平均支給実績
扶養手当	配偶者 月額 13,000円	同	—	56,137千円	219,285円
	配偶者以外の扶養親族 月額 6,500円				
	配偶者のない場合の扶養親族1人目 月額 11,000円				
	特定期間の(★)の子 月額 5,000円				
住居手当	借家居住者 月額の家賃が12,000円を超えるとき	同	—	17,512千円	301,931円
	最高支給限度額 月額 27,000円				
通勤手当	交通機関(電車・バスなど)利用者 最高支給限度額 月額 55,000円	同	—	27,803千円	62,479円
	交通用具(自動車・バイクなど)使用者 月額 2,000円 ~ 24,500円				
管理職手当	部長級職員 36,000円	異	—	15,170千円	270,893円
	課長級職員 26,000円				

★ 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後の最初の3月31日までの間です。

5 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	市長	900,000円	(720,000円)	類似団体における最高/最低額 1,000,000円/440,000円 830,000円/375,000円
	副市長	700,000円	(665,000円)	
	教育長	600,000円	(570,000円)	
報酬	議長	470,000円		698,000円/310,000円
	副議長	399,000円		620,000円/245,000円
	議員	370,000円		560,000円/222,000円
期末手当	市長 副市長 教育長	(平成25年度支給割合) 3.95月分		
	議長 副議長 議員	(平成25年度支給割合) 2.95月分		
退職手当	市長 副市長 教育長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		900,000円×在職月数×41.6/100	17,971,200円	(14,376,960円) 任期満了時
		700,000円×在職月数×25.0/100	8,400,000円	(7,980,000円) 任期満了時
		600,000円×在職月数×18.3/100	5,270,400円	(5,006,880円) 任期満了時

- (注) 1 市長は平成20年10月31日から平成28年10月30日までの間20%、副市長は平成20年11月7日から平成28年11月6日までの間5%、教育長は平成17年4月1日から平成28年11月24日までの間5%をそれぞれ減額しており、()内は減額後の額です。
 ※副市長及び教育長については、給与減額支給措置により、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間10%(5%上乗せ)を減額しています。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額です。また()内の金額は、減額後の給料月額にて算定した見込み額です。
 3 教育長の期末手当支給割合には、勤勉手当分を含みます。

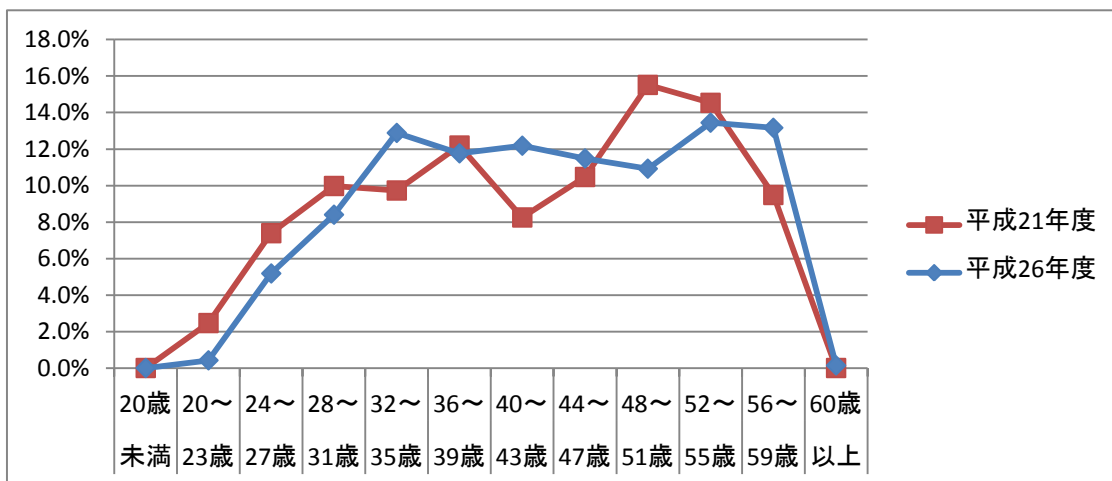
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成25年	平成26年		
普通会計部門	議会	6	6	0	業務の見直し・効率化、退職職員の不補充等による減
	一般	121	119	△ 2	
	行政	28	27	△ 1	
	部門	19	20	1	
	農林水産	19	20	1	
	商工	41	38	△ 3	
	土木	155	157	2	
	民生	78	74	△ 4	
	衛生				
	小計	467	461	△ 6	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 <u>84.43人</u> [類似団体の職員数 53.52人]
教育	124	108	△ 16	機構改革による組織の再編成	
小計	591	569	△ 22	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 <u>104.22人</u> [類似団体の職員数 71.79人]	
公営企業等	病院	93	81	△ 12	退職職員の不補充による減
	水道	26	26	0	
	下水道	6	6	0	
	その他	33	32	△ 1	
	小計	158	145	△ 13	
合計	749 [801]	714 [801]	△ 35 [0]	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 <u>130.78人</u>	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
 2 []内は、条例定数の合計です。
 3 普通会計部門の教育の人数には、教育長を含みます。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)



年齢	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	37人	60人	92人	84人	87人	82人	78人	96人	94人	1人	714人

(3)職員数の推移(各年4月1日現在)

年度 部門別	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	過去5年間の 増減数(率)
一般部門	519	500	493	478	467	461	△ 58 (△ 11.2%)
教育	147	146	143	139	124	108	△ 39 (△ 26.5%)
普通会計	666	646	636	617	591	569	△ 97 (△ 14.6%)
公営企業等会計	147	149	150	156	158	145	△ 2 (△ 1.4%)
総合計	813	795	786	773	749	714	△ 99 (△ 12.2%)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員(教育長含む)です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)
平成25年度	1,567,195千円	130,879千円	208,956千円	13.3%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含みません。

区 分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)	(参考)類似団 体平均1人当た り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
平成25年度	30 人	112,923 千円	15,188 千円	42,798 千円	170,909 千円	5,696,967 円	6,122,796 円

(注) 1 職員手当に退職手当は含みません。

2 職員数は平成26年3月31日現在の人数で、内5人は県の派遣人員です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
志摩市	43.1歳	320,989円	350,267円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

志摩市(水道事業)		志摩市	
1人当たり平均支給額(平成25年度)	1,385千円	1人当たり平均支給額(平成25年度)	1,395千円
(平成25年度支給割合)		(平成25年度支給割合)	
期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)	期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置	

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

志摩市(水道事業)			志摩市(全会計)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たりの平均支給額	自己都合 該当なし	勸奨・定年 該当なし	1人当たりの平均支給額	自己都合 3,637千円	勸奨・定年 22,745千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)
平成25年度	1,409,387千円	△ 109,101千円	829,176千円	58.8%

区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)	(参考)類似団 体平均1人当 り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
平成25年度	89 人	351,968 千円	90,737 千円	127,438 千円	570,143 千円	6,406,101 円	6,717,536 円

(注) 1 職員手当に退職手当は含みません。

2 職員数は平成26年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
医師	51.8歳	962,280円	1,791,160円
看護師 准看護師	45.9歳	330,182円	372,715円
薬剤師 医療技術職	42.9歳	336,297円	367,287円
事務職	46.3歳	346,995円	391,266円
労務職	48.8歳	257,646円	300,195円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

志摩市(病院事業)		志摩市	
1人当たり平均支給額(平成25年度)	1,518千円	1人当たり平均支給額(平成25年度)	1,395千円
(平成25年度支給割合)		(平成25年度支給割合)	
期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)	期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置	

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

志摩市(病院事業)			志摩市(全会計)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たりの平均支給額	自己都合 2,317千円	勸奨・定年 17,712千円	1人当たりの平均支給額	自己都合 3,637千円	勸奨・定年 22,745千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

8 職員の競争試験の状況

区分	職種区分	受験者数	合格者数
平成25年度	事務職員	45	5
	事務職員 (障がい者枠)	3	0
	看護師・准看護師	3	3
	計	51	8

9 職員の採用・退職の状況

(1) 職員の採用の状況(平成26年4月1日採用)

職種	競争試験			選考			計
	男	女	計	男	女	計	
事務職員	2	3	5	—	—	—	5
看護師・准看護師	0	3	3	—	—	—	3
計	2	6	8	0	0	0	8

(注) 1 職員の採用は、原則として競争試験によるものとされていますが、特殊な技術などを有する職の場合には、選考による採用を行うことができることとされています。

(2) 職員の退職の状況

年度	区分	男	女	計
平成25年度	定年退職	4	7	11
	勸奨退職	6	11	17
	自己都合退職	2	12	14
	死亡退職	1	0	1
	計	13	30	43

10 職員の勤務時間・休暇及び旅費等に関する勤務条件の状況

(1) 一般職の標準的な勤務時間(平成26年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時15分	12時から13時まで

(注) 1 所属部署によっては、上記以外の勤務形態をとっていますが、1週間の勤務時間は38時間45分です。
なお、市民課では毎週月曜日のみ19時まで窓口を延長し、住民票や税務証明書の一部など、各種証明書の発行業務を行っています。

(2) 週休日・休日

週休日とは、原則として毎週土曜日、日曜日をいいます。休日とは、国民の祝日に関する法律に定められた休日及び年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日まで)をいいます。

(3) 年次有給休暇の取得状況(平成25年1月1日～平成25年12月31日)

総付与日数	総使用日数	対象職員	1人当たり使用日数
29,285日	7,215日	748人	9.6日

(注) 1 職員の有給休暇は、1年で20日与えられ、前年の休暇の残日数を最高20日繰り越して与えられるため、最高40日となります。

(4) 特別休暇の状況(平成26年4月1日現在)

休暇の種類	付与日数・期間など	有給・無給の別
選挙その他公民としての権利を行使する場合	必要な期間	有給
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要な期間	有給
骨髄液提供のための休暇	必要な期間	有給
災害などのボランティアのための休暇	年5日	有給
結婚休暇	連続する5日	有給
産前休暇	8週間(多胎妊娠の場合は14週間)	有給
産後休暇	8週間	有給
1歳未満の子の授乳などの時間	1日2回 それぞれ30分	有給
妻の出産	2日	有給
妻の出産の8週間前から出産の8週間後の間で出産に係る子又は小学校就学前の子の養育に関する休暇	5日	有給
小学校就学前の子の看護	年5日	有給
短期介護	年5日	有給
忌引き	亡くなった人との続柄によって1日から7日	有給
父母等の追悼	年1日	有給
夏季休暇	7月から9月までの間で連続する5日間	有給
災害により住居が滅失した場合の復旧作業が必要な場合	7日以内	有給
災害又は交通機関の事故等で出勤が困難な場合	必要な期間	有給
災害時職員の退勤途上における身体の危険を回避する場合	必要な期間	有給
介護休暇	連続する6か月以内	無給
組合活動のための休暇	年30日以内	無給

(5) 育児休業の取得状況

平成25年度	男	女
育児休業の取得者数	0	22

(注) 1 育児休業は、対象の子どもが満3歳になるまで取得することができますが、休業期間中は、無給となります。

(6) 出張旅費制度の概要(平成26年4月1日現在)

旅費の種類	県内	県外
日当	—	2,000円
宿泊費	10,000円	12,000円

11 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

区分	分限の理由	免職	降任	休職	降給	計
平成25年度	勤務成績が良くない	0	0	0	0	0
	心身の故障	0	0	11	0	11
	職に必要な適格性を欠く	0	0	0	0	0
	職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた	0	0	0	0	0
	刑事事件に関し起訴された	0	0	0	0	0
	計	0	0	11	0	11

(注) 1 分限処分とは、職員の身分保障を前提として、一定の事由によって職員がその職責を十分果たすことができない場合に、職員の意に反して職員に不利益な身分上の変動をもたらす処分をいいます。

(2) 懲戒処分者

区分	懲戒の理由	免職	停職	減給	戒告	計
平成25年度	法令に違反した(交通事故等を含む)	0	0	1	0	1
	職務上の義務違反又は職務を怠った	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者にふさわしくない非行	0	0	0	0	0
	計	0	0	1	0	1

(注) 1 懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する責任を問うことにより、公務員の規律を維持することを目的として、職員に制裁として科する処分をいいます。

12 職員の営利企業等従事許可等に関する状況

区分	許可の内容	許可件数
平成25年度	営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員	0
	自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0
	報酬を得て事業若しくは、事務に従事する場合	13
	計	13

(注) 1 職員は、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする私企業の会社その他の団体の役員などを兼ねたり、自ら営利を目的とする私企業を営んだり、報酬を得ていかなる事業・事務にも従事してはならないこととされています。

13 職員の研修及び勤務成績の状況(平成25年度)

(1) 研修の状況

市役所における研修	新規採用職員研修 新規採用職員メンタルヘルス研修 接遇研修 交通安全研修 勤務評定者研修 新規採用職員人権研修 ハラスメント研修 ハードクレーム対応研修 新規採用職員人権研修 メンタルヘルス研修 新規採用職員勤務評定研修
研修機関(三重県自治会館組合等)による研修	ワンステップ研修(新規採用職員) ツーステップ研修 スリーステップ研修 マネージャー研修 リーダー研修 公営企業会計研修 法制執務研修 税務実務研修 三重地方行財政アカデミー研修 訴訟対応研修 情報処理研修 職場の活性化を考えるセミナー 法務トレンド研修 不当要求対策研修 用地取得実務研修 自治創造塾 政策法務研修

(注) 1 今後も職員の能力向上のため、研修に関する基本方針を策定し、計画的に職員研修を行っていきます。

(2) 勤務成績の評定の概要

任命権者は、公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講ずることとされています。

職員の能力や経歴、勤務実績等を総合的に評定することを通じて転任や昇任等を行い、適材適所の徹底を図っています。

平成25年度は事務職員・保育士・幼稚園教諭・保健師を対象に11月1日を基準日として勤務評定を行いました。

14 福祉及び利益の保護状況

(1) 労働安全衛生事業の状況

労働安全衛生法及び安全衛生管理規定に基づき、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、定期健康診断を始め、安全衛生委員会の開催、産業医の健康相談等を実施しています。

(2) 互助会への加入状況

地方公務員法第42条に定められている職員の福利厚生事業や健康管理事業のほか、地方自治に関する意識向上や行政の円滑かつ能率的な運営を実現するため(財)三重県市町村職員互助会に加入しています。

○負担金額 給料月額×4/1000

○加入者数 743人(H25.4.1時点)

○主な事業 給付事業、健康増進事業、元気回復事業等

○平成25年度決算額 10,872千円

(3) その他福利厚生事業の状況

職員の共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合が、公務災害補償については地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、それぞれ主体となり制度を実施しています。

15 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、公平委員会が必要な審査をしたうえで判定を行い、事案の解決に当たるものです。

職員の勤務条件に関する措置の要求の状況(平成25年度)

事案数			処理件数					翌年度への繰越(A-B)
前年度からの繰越	新規	計(A)	却下	取下げ	棄却	容認	計(B)	
0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

不利益処分についての審査制度は、職員から懲戒その他職員の意に反する不利益な処分を受けたとして審査請求があった場合、公平委員会が審査し、その結果に基づいてその処分を承認し、修正し又は取り消す判定を行うものです。

職員に対する不利益処分についての不服申立ての状況(平成25年度)

事案数			処理件数					翌年度への繰越(A-B)
前年度からの繰越	新規	計(A)	却下	取下げ	棄却	容認	計(B)	
0	0	0	0	0	0	0	0	0